

奈良地方最低賃金審議会
運営小委員会
第 1 回 議事要旨

開 催 日 時	令和 5 年 8 月 1 8 日（金曜日） 午後 1 時 2 8 分 ～ 午後 3 時 5 0 分		
出 席 状 況	公益を代表する委員	出席 3名	定数 3名
	労働者を代表する委員	出席 3名	定数 3名
	使用者を代表する委員	出席 3名	定数 3名
主 要 議 題	特定最低賃金改正決定の必要性の有無について		
議 事 要 旨	<p>① 委員長に伊東委員、委員長代理に下山委員が選出された。</p> <p>② 運営小委員会の運営規定等について事務局より説明を行い、本年度も変更なく運用することとなった。</p> <p>③ 会議の公開について、公労使三者が集まっている議論については公開とし、公労・公使の二者による個別審議のみ非公開とすることを確認した。</p> <p>④ 労働側委員及び参考人より 3 種の特定最低賃金について機能・役割、申し出業種に係る現状、奈良県内の県外就業率等に関する説明があり、改正決定の必要性があることが主張された。</p> <p>⑤ 使用者側委員及び参考人より特定最低賃金は屋上屋を重ねるものであること、原材料・エネルギー価格の高騰や価格転嫁が進まない中で、特定最低賃金のさらなる上昇は企業経営を圧迫するものであり、改正決定の必要性はないとの主張があった。</p> <p>⑥ 労使双方の意見を踏まえ審議したものの、特定最低賃金に対する考え方や視点がかみ合っておらず、全会一致での「必要性あり」には至らなかった。特定最低賃金の意義や役割に対する考え方を来年の小委員会までに労使ともに取りまとめておいてもらうこととなった。</p> <p>⑦ 事務局より報告書（案）を提案、次回の本審議会開催日である 8 月 2 3 日付で報告することとなった。</p>		